

①件名
育児休業等の再度取得要件について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 人事院において、人事院規則の一部を改正する規則（人事院規則19-0-12）が公布・施行され、1人の子について「再度の育児休業取得」、「育児休業期間の再度の延長」及び「育児短時間勤務終了から1年経過していない再度の育児短時間勤務」ができる特別の事情として、運用で認めていた待機児童の規定について「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」と明文化された。 【目的】 従来から職員に係る育児休業制度は、地方公務員関係法律を基本としながら、その運用方法は国に準じて改定を行ってきていることから、現行石巻市職員の育児休業等の再度取得要件を改正するもの。
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 人事院規則19-0（職員の育児休業等）（平成4年1月17日人事院規則19-0） 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年12月24日法律第110号） 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年12月24日法律第109号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成29年3月31日 人事院規則19-0（職員の育児休業等）の一部を改正する規則（人事院規則19-0-12）公布 （平成29年4月1日施行）
⑤主要内容
これまで特別の事情として認めていた、下記の育児休業等再度取得について、待機児童を明確に規定するもの。 （1）再度の育児休業取得 （2）育児休業期間の再度の延長 （3）育児短時間勤務終了から1年経過していない再度の育児短時間勤務

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】</p> <p>保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われない場合にも再度の育児休業取得等が可能となり、職員が働きながら育児しやすい環境整備を推進する。</p>
⑦他の自治体の政策との比較検討
<p>気仙沼市：平成29年4月1日付け市長専決処分 宮城県、その他市町村においては、検討中。</p>
⑧今後の予定及び施行予定年月日
<p>平成29年6月 市議会第2回定例会に「石巻市職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例」を提案（公布の日から施行）</p>
⑨その他